平成２１年（フ）第５３６号
福井市文京１丁目35番10号
債務者　三村　艶子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
長野市大字柳原1832番地２
債務者　渡邉　和一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７８２号
岐阜市領下1556番地３
債務者　河合由美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８４号
岐阜市須賀４丁目１番６―202号　新浅野ビル
債務者　梅本亜貴子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９１号
岐阜市西中島５丁目２番５号
債務者　三嶋　　幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０４号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目３番地　コーポヒロイ105号室
債務者　水戸　松美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０７号
岐阜市鹿島町６丁目20番地　三千代ビル50Ｃ号室
債務者　窪　洋一郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０８号
岐阜市宇佐４丁目３番３―806号　ハイツ宇佐３号棟
債務者　窪　　里枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
静岡県三島市藤代町14番地の８
債務者　柴原　達男
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
静岡県沼津市下香貫清水2091番地の18
債務者　川島　典久
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
静岡県沼津市我入道江川23番地
債務者　小川　道隆
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９３３号
名古屋市千種区城山町２丁目59番地
債務者　友田　史穂
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９６９号
愛知県春日井市坂下町４丁目580番地３
債務者　**来**原　政代
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８２号
愛知県小牧市大字東田中772番地１　県住１号棟202号
債務者　藤本カネヨ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４３号
愛知県東海市富木島町西山田１番地の１　Ｂ棟405号
債務者　齋藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
三重県多気郡多気町相可台25番地２
債務者　鈴木　信江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３５４号
三重県桑名市松ノ木７丁目15番地１
債務者　森村　優子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係